

まちづくり条例に基づく報告書

令和 7 年 8 月 26 日

(あて先) 鎌倉市長



住所 東京都千代田区九段南一丁目 1 番 10 号

国家公務員共済組合連合会

報告者 氏名 理事長 松元 崇 印

(担当: 管財・営繕部 [REDACTED])

電話 03 (3222) 1841 (担当: 内線 322)

[法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。]

次のとおり報告します。

該当条文	☐ 第 25 条 (大規模土地取引行為) ☒ 第 26 条 (大規模開発事業) ☐ 第 36 条 (中規模開発事業) ☐ 第 48 条 (適用除外) ☐ その他 ()
土地所有者	住所: 東京都千代田区九段南一丁目 1 番 10 号 氏名: 国家公務員共済組合連合会 理事長 松元 崇
土地の所在	鎌倉市由比ガ浜四丁目 1136 番-11 の一部及び 1136 番-12 外 4 筆
面積	11,677.61 m ²
報告内容	大規模開発事業基本事項の届出書より、環境及び景観に係る調査報告書(第四面)の記載内容について変更がある為、別紙の通り内容を変更致しました。

(注) 必要に応じて、事業区域案内図、公図の写し、土地の全部事項証明書、土地利用方針図、予定建築物の平面図、立面図(建築物の建築以外を目的とする場合は、造成計画断面図)を添付してください。

変更後

(第四面)

環境に係る調査報告	植物	対応方針	植物の生育に著しい影響を及ぼさないための措置等	・現地調査で明らかにした植物は前回の開発時に植栽した植物により、法律等で定めた貴重なものは含まれていない。以上のことから特段の措置は講じていない。
	生態系	調査項目	・植物に係る生態系を構成する植物、動物その他の要素の状況 ・食物連鎖	・現地調査では、植物に係る生態系を構成する植物、動物その他の要素として、特殊なものは確認されていない。
		対応方針	植物に係る生態系を適切に維持するための措置等	・植物に係る生態系に影響を及ぼさないよう庭木を植樹する。
	文化財	調査項目	・文化財の分布の状況 ・文化財の保存の状況	・既存建物建設時の調査報告書より増築建物下も調査範囲であることが判明している。
		対応方針	文化財に著しい影響を及ぼさないための措置等	・文化財保護法に基づく埋蔵文化財の発掘調査を行う。
	景観に係る調査報告	調査項目	・眺望点の位置及び利用の状況 ・景観を構成する要素の状況 ・主要な眺望点からの眺望の範囲 ・主要な景観資源の位置、数、特徴、保存及び活用状況 ・事業の実施に伴い設置される建築物及び工作物の位置、規模、形態、色彩及び供用の方法	・「鎌倉市景観計画に掲載されている眺望点」（以下該当番号） (1)－④：遠景に見えるが視界を妨げるものではない。 (2)－②：〃 (2)－④：エリアに該当するが直接は見えない。 (2)－⑦：山並みの視認性確保と海浜部の街並調和に努めた。 ・既存建物は、ベージュ色のタイルにオレンジのスパニッシュ瓦葺きで海岸沿いのリゾートをイメージさせつつも、低層で落ち着いた印象を受ける。 ・事業に実施に伴い設置される建築物は、上記の既存建物と基本的な仕上を合わせ、一体感のある計画とする。
		対応方針	主要な眺望点からの景観に著しい影響を及ぼさないための措置等	・本計画では、既存建物の増築となるため、一体感を持たせた素材や色調とする。

変更前

(第四面)

環境に係る調査報告	植物	対応方針	植物の生育に著しい影響を及ぼさないための措置等	<u>・現地調査で明らかにした植物種及び群落の中には法律等で定めた貴重なものは含まれていない。また、神奈川環境影響評価技術マニュアルによる貴重な植物群落及び貴重な植物の種、環境庁と照合した結果、現地調査により確認された植物の中にはこれらに該当するものは含まれていない。以上のことから特段の措置は講じていない。</u>
	生態系	調査項目	・植物に係る生態系を構成する植物、動物その他の要素の状況 ・食物連鎖	・現地調査では、植物に係る生態系を構成する植物、動物その他の要素として、特殊なものは確認されていない。
		対応方針	植物に係る生態系を適切に維持するための措置等	・植物に係る生態系に影響を及ぼさないよう庭木を植樹する。
	文化財	調査項目	・文化財の分布の状況 ・文化財の保存の状況	・既存建物建設時の調査報告書より増築建物下も調査範囲であることが判明している。
		対応方針	文化財に著しい影響を及ぼさないための措置等	・文化財保護法に基づく埋蔵文化財の発掘調査を行う。
景観に係る調査報告	調査項目	・眺望点の位置及び利用の状況 ・景観を構成する要素の状況 ・主要な眺望点からの眺望の範囲 ・主要な景観資源の位置、数、特徴、保存及び活用状況 ・事業の実施に伴い設置される建築物及び工作物の位置、規模、形態、色彩及び供用の方法		
・「鎌倉市景観計画に掲載されている眺望点」（以下該当番号） (1)－④：遠景に見えるが視界を妨げるものではない。 (2)－②：〃 (2)－④：エリアに該当するが直接は見えない。 (2)－⑦：山並みの視認性確保と海浜部の街並調和に努めた。 ・既存建物は、ベージュ色のタイルにオレンジのスパニッシュ瓦葺きで海岸沿いのリゾートをイメージさせつつも、低層で落ち着いた印象を受ける。 ・事業に実施に伴い設置される建築物は、上記の既存建物と基本的な仕上を合わせ、一体感のある計画とする。				

	対応方針	主要な眺望点からの景観に著しい影響を及ぼさないための措置等	・本計画では、既存建物の増築となるため、一体感を持たせた素材や色調とする。
--	------	--------------------------------------	--